

広島高速道路公社における再発防止策の内容及びその有効性等に関する  
監査（随時監査）の結果

令和5年3月2日

広島県監査委員	緒 方 直 之
同	桑 木 良 典
同	奥 兆 生
同	川 上 俊 幸

第1 監査の概要

1 監査の実施根拠

知事から、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が策定した再発防止策の実施状況等について監査の要請があり、当監査委員も監査の必要性を認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査（随時監査）を実施した。

2 監査要請の受理

令和2年1月7日

3 監査の要請事項

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）による調査報告書（以下「調査報告書」という。）を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等

第2 監査の実施

1 監査の対象

公社における再発防止策の内容及びその有効性等について

2 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、財政的援助団体が1団体である。

機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
広島高速道路公社	令和5年2月2日	令和5年1月19日	実地

※令和2年3月16日に随時監査結果を公表した以降、県土木建築局及び公社において毎年度監査を実施しており、その結果については公表済である。

3 監査の実施方法

対象機関における関係書類等を確認するとともに、関係職員から聴取調査を行った。

第3 知事の要請による監査の結果

公社は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を実施するとともに、令和2年12月には「公社改革の方向性」を公表し、具体的な取組を実行している。

当監査委員は、これまで3回の監査を実施し、その結果を取りまとめて、公社に対して意見を述べたところであるが、それ以降の公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止の取組が着実に実施されるとともに、「公社改革の方向性」に掲げる取組も進められている。

さらに、令和4年3月、広島市及び周辺地域の交通の円滑化を図り、住民の福祉増進と産業経済の発展に寄与するという設立目的を念頭に、着実に事業を継続すべく、「広島高速道路公社グランドデザイン」を策定し、公社の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示されたところである。

理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となってこれらの取組を自律的に進め、県民・市民に信頼される公社となるよう、引き続き広島県や広島市と連携しながら取り組んでいただきたい。

#### (1) 再発防止策の実施状況について

これまで、「入札契約手続きの厳格化」、「公社全体の技術力向上」及び「外部による透明性と公正性の確保」という3つの柱により具体的な再発防止策が進められてきた。

公社では、令和3年に中期経営計画を策定するとともに、経営会議や監査室を設けるなど、公社の新たな推進体制のもとで「公社改革の方向性」に沿って取組を加速化させる段階となっている。

昨年度の監査以降の再発防止策の取組としては、入札監視委員会で上半期及び下半期分の契約をそれぞれ令和4年2月と8月に審議し、いずれも適正に行われているとの評価を受けている。

また、入札契約方式の周知徹底を図るための全職員を対象とした研修や、競争入札等執行委員会を原則週1回開催し、契約方式の選択や入札契約手続を審査するなど、公社が掲げる再発防止策についてはいずれも着実に行われている。

加えて、「公社改革の方向性」に沿った具体的な実施状況や今後の進め方を隨時公表しており、公社として県民・市民への説明責任を果たしながら、経営陣が先頭に立って公社改革の実現に向けて取り組んでいる。

#### (2) 公社の意識改革について

「公社改革の方向性」に沿った取組を通じて、公社経営の品質を向上させ、県民・市民に信頼される公社ブランドの構築を目指している。

方向性の一つである「将来を見据えた組織づくり」に向けて、公社が掲げている「行動指針」を令和4年度から職員の目標管理に反映させ、職員自らが行動指針を意識して業務を遂行するよう促すとともに、若手、中堅、監督職など、階層別の研修を実施し、事業に係る知識や技術の習得を積極的に推進している。

また、主体的かつ円滑な公社運営に向け、ノウハウと経験を積んだプロパー職員を積極的に管理・監督職へ登用することとし、令和4年度は係長2名をプロパー職員から登用している。

さらに、若手職員が中心となって策定した「広島高速道路公社グランドデザイン」で描いた公社の目指すべき将来像の実現に向けて、職員が明確な目標を持って職務を行うことができる主体的な組織づくりと職員の人材育成を図っている。

(3) 公社のガバナンスの確立と内部統制の推進について

公社では、従来の再発防止策に加え、ガバナンスの確立を図るため、役員への外部人材の登用や公社改革を推進し、変化に柔軟に対応できる強靭な組織力の構築に向け継続的に取り組んでいる。

令和3年4月以降、新たな組織体制として経営会議と部会（総務・企画・保全管理・建設）を設置している。経営会議は、公社運営の重要事項の意思決定機関と位置付けて原則週1回定期的に開催されており、部会は、その経営会議に諮る審議事項の論点整理などを行っている。意思決定の場と検討の場を分離したことにより、公社運営に係る様々な課題に対する意思決定が迅速かつ的確に行われている。

また、公社の業務全体における内部統制の推進を図るため、令和3年4月に設けられた監査室では、毎年度監査計画を立て、会計監査と合わせて公社改革の方向性に基づく取組の実施状況等について業務監査を実施している。監査結果については、経営会議や理事会に報告し、指摘対象部署以外の所属に対しても周知することで、公社内全体の内部統制機能の向上を図っている。